

海上運送法

1. 案内情報

- ① 手続名：人の運送をする貨物定期航路事業・不定期航路事業・旅客不定期航路事業の廃止の届出
- ② 手続根拠：
・海上運送法第19条の5第2項（人の運送をする貨物定期航路事業）
・海上運送法施行規則第21条（〃）
・海上運送法第20条第3項（不定期航路事業）
海上運送法施行規則第23条（〃）
・海上運送法第22条（旅客不定期航路事業）
海上運送法施行規則第23条の6（〃）
- ③ 手続対象者：人の運送をする貨物定期航路事業者
不定期航路事業者（旅客不定期航路事業者を除く）
旅客不定期航路事業者
- ④ 提出時期：廃止の日から30日以内
- ⑤ 提出方法：次の(1)～(3)に係る事項を記載した事業廃止届出書を、主たる営業所を管轄する地方運輸局等へ提出
・人の運送をする貨物定期航路事業
(1)住所及び氏名
(2)廃止した航路
(3)廃止の年月日
・不定期航路事業者（旅客不定期航路事業者を除く）
(1)住所及び氏名
(2)廃止した事業の概要
(3)事業廃止の年月日
・旅客不定期航路事業者
(1)住所及び氏名
(2)廃止届出に係る航路
(3)廃止の年月日
- ⑥ 手数料：なし
- ⑦ 添付書類：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例：提出先となる所轄運輸局等へお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先：	北海道運輸局海事振興部旅客・船舶産業課	011-290-1011
	東北運輸局海事振興部海事産業課	022-791-7512
	関東運輸局海事振興部旅客課	045-211-7214
	北陸信越運輸局海事部海事産業課	025-285-9156
	中部運輸局海事振興部旅客課	052-952-8013
	近畿運輸局海事振興部旅客課	06-6949-6416
	神戸運輸監理部海事振興部旅客課	078-321-3146
	中国運輸局海事振興部旅客課	082-228-3679
	四国運輸局海事振興部海運・港運課	087-802-6807
	九州運輸局海事振興部旅客課	092-472-3155
	沖縄総合事務局運輸部総務運航課	098-866-1836

② 受付時間：提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口：所轄地方運輸局等

3. 手続情報

①不服申立方法：行政不服審査法の規定による